

令和2年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年3月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年3月6日 午前9時宣告

開 議 令和2年3月6日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	濱田 陽治	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年 3月 6日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第2号 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第3号 令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第4号 令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第5号 令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第7号 令和元年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第8号 令和2年度佐川町一般会計予算
- 日程第13 議案第9号 令和2年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和2年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 16 議案第 1 2 号 令和 2 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 1 3 号 令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 議案第 1 4 号 令和 2 年度佐川町水道事業会計予算
- 日程第 19 議案第 1 5 号 令和 2 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 1 6 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 1 7 号 佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定
について
- 日程第 22 議案第 1 8 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 23 議案第 1 9 号 佐川町行政不服審査条例の廃止について
- 日程第 24 議案第 2 0 号 佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 25 議案第 2 1 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 2 2 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 27 議案第 2 3 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 2 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 2 5 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 2 6 号 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 2 7 号 地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の条項
ずれに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 2 8 号 佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 33 議案第 2 9 号 さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 3 0 号 佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 35 議案第 3 1 号 債権の放棄について
- 日程第 36 議案第 3 2 号 佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第 37 議案第 3 3 号 第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第 38 議案第 3 4 号 佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 39 議案第 3 5 号 健康センター和楽の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 3 6 号 名教館の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 3 7 号 佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
- 日程第 42 議案第 3 8 号 佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項の
機関の事務の委託に関する規約制定の協議について
- 日程第 43 議案第 3 9 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 44 議案第 4 0 号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退するこ
とに伴う財産処分について
- 日程第 45 議案第 4 1 号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホー
ム組合が脱退することに伴う財産処分について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和2年3月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、14番、藤原健祐君、1番、橋元陽一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。3月定例会会期及び運営につきまして、2月28日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日3月6日を開会日とし、議案の上程までとします。7日土曜日、8日日曜日は休会とします。9日月曜日、10日火曜日は一般質問を行い、終了後常任委員会審査報告を行います。11日水曜日、12日木曜日は予算勉強会及び、議員全員協議会開催予定のため休会とします。

13日金曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。本定例会の会期は、3月6日から13日までの8日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

12月定例会後の重立ったものについて報告します。

初めに、1月10日新春恒例のえびす祭りが行われ参加いたしました。商工業の発展と振興等を佐川町の発展を祈願し、おなばれでは商工会関係者や、保育園児などとともに太鼓や子供みこしなどに、にぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

1月12日、令和2年佐川町成人式が桜座で開催され、皆様とともに出席いたしました。式典は大変厳粛に行われ、議会を代表して新成人にお祝いを申し上げてまいりました。記念行事として、木曜楽団のバンドの演奏ステージがあり、新成人たちと一緒に鑑賞してまいりました。

1月24日、令和元年度ふるさと大賞授賞式が東京の都市センターホテルで開催され、町長とともに出席いたしました。式典において、本町の自伐型林業推進のさまざまな施策や、木材活用を推進するためデジタル工作機械を備えた、さかわ発明ラボの設置など、全国の自治体に先駆けた取り組みが評価され、地方自治体表彰を受賞しました。

1月25日、愛媛県久万高原町で一般国道33号橋中津トンネル開通式が行われ、町長とともに出席しました。

2月20日、第71回町村議会議長会定期総会が高知県自治会館で開催され、事務局局長と出席しました。総会に先立ち、全国町村議会議長会から表彰状伝達式が行われました。その後の定期総会では、会務報告など報告2件と、令和2年度議長会運営方針、一般会計予算など、3議案が審議され、いずれも原案どおり決定されました。引き続き高知県町村長町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。この大会は執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実、強化について6項目、農林水産業地域の活力創造について14項目、南海トラフ地震対策及び防災、減災対策の推進について19項目、医療福祉政策の充実、強化について14項目、交通基盤などインフラ整備の促進について4項目を決議いたしました。また地方創生のさらなる推進に向けてと、参議院議員選挙の合区の見直しに関する特別決議も行い、高知県県選出国会議員関係行政機関へ実行運動を展開していくことを決定いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様おはようございます。本日は議員の皆様方のご出席をいただき令和2年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力いただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る取り組みについて報告をさせていただきます。

先月、2月28日課局長あてに「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る基本方針について」通知をいたしました。

町が主催する行事の開催や出張については、参加者が広範囲又は不特定多数となる行事、飲食を伴う会合、県外への不要不急の出張に該当する場合は原則として中止又は延期とし、他団体が主催する行事についても同じ基準で参加の可否を判断すること。

また、町が主催する行事を行う場合は、発熱等風邪の症状がある参加者には御遠慮いただくよう、事前に周知を行うこと。アルコール消毒液を配置して使用を促すこと。その他、国が推奨する感染予防対策を適宜情報収集し、参加者に積極的に呼びかけること、以上の取り組みを徹底するよう通知をいたしました。

なお、当該基本方針の適用は、通知の日から2週間程度を目安とし、それまでに状況が変化した場合は、随時対応を検討するので、当面は基本方針に従い職務に当たるとともに、職員への周知徹底をお願いしたところであります。

また、町立小中学校につきましては、3月4日から臨時休校としており、できるだけ自宅で過ごし、家庭学習をすることを基本的な方針としております。

ただし、さまざまな家庭の事情を考慮して、放課後児童クラブならびに放課後子ども教室において、午前中から子供たちを預かる体制を整え、対応をしております。

具体的には、1つの教室で預かる子供の人数は、安全面を考慮して10人程度とし、人数が多くなる場合には預かる教室を増やして、対応することとしております。

支援員の皆さんや校長先生をはじめとする教職員の皆さんには非常事態のなかで、子供たちのために一生懸命対応していただき、心から感謝を申し上げます。

また、町が管理する各施設につきましては、町立図書館を3月5日から休館にするなど、当面の運用について基本的な方針を定めて対応しておりますが、今後、状況の推移を見極めながら、随時判断をしていくこととしております。

次に、「令和元年度ふるさとづくり大賞地方自治体表彰（総務大臣表彰）」受賞のうれしい報告からさせていただきます。

ふるさとづくり大賞とは、全国各地でそれぞれの心を寄せる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度から国において実施しているものであります。

1月24日に東京都で行われました表彰式には、佐川町民を代表いたしまして、岡村議長とともに出席させていただき、総務大臣政務官から表彰を受けてまいりました。

この栄えある受賞は、自伐型林業の推進を核としたまちづくりとともに、多くの住民が参画した総合計画の策定や、地域全体での見守り支援、5つの地域がお互いに刺激しあって取り組んでいる地域福祉活動など、全国の自治体に先駆けた取り組みが評価されたものであり、日ごろからの住民一人一人のふるさと佐川町に対する思いや行動が、大きな花を咲かせたものと考えております。

これからも引き続き、住民の皆様とともに地域づくりを進める活動に取り組み、ふるさと佐川町を世界一幸せな町にしてまいりたいと考えております。

次に、道の駅整備検討事業について報告いたします。

道の駅の整備につきましては、昨年7月よりワークショップを重ねながら検討を進めており、コンセプト、機能、ゾーニング、運営体制及び開業までのスケジュールについて、基本的な考え方や方向性をまとめた基本構想をこのほど策定いたしました。

佐川らしい道の駅を目指すうえで柱となるコンセプトは、佐川の財産であるヒト・モノ・コトを、佐川町が地質学において重要な地域であることに掛けて、地層のように組み合わせながら、佐川らしいおもてなし、つまりご馳走をしようという想いを込めてごちそう佐川といたしました。

備える機能としましては、佐川の特産品を販売する「市」の機能、

特産品を活かした「食」の機能、佐川ならではの観光や体験ができる「観」の機能を3本柱とし、それぞれの機能を、地質や地酒、牧野富太郎博士や自伐型林業などといった佐川らしいキーワードでつなぎながら展開していくことを考えております。

今後のスケジュールにつきましては、道の駅の開業目標を令和4年11月と設定したうえで、新たに立ち上げる検討委員会で協議をいただきながら、本年6月をめどに基本計画を策定し、運営組織につきましても、令和2年度中に決定していくこととしております。

次に、新図書館を含む新文化拠点施設の整備について報告いたします。

1月21日に、本年度最後となる第8回新図書館整備方針策定委員会を開催いたしました。

本年度は13名の委員の皆様とともに、3回のワークショップや2回の講演会の開催を通して、町民の皆様のご意見や思いをお聞きし、9カ月にわたる策定作業を終え、まもなく佐川町新文化拠点（仮称）基本構想が完成しようとしております。

1月20日には、第2回新青山文庫基本構想策定委員会を開催し、本年度中の基本構想の策定に向けて、委員の皆様にご活発な議論をしていただきました。

2月21日には、高知県立高知城歴史博物館や高知市立自由民権記念館での視察研修を行っており、3月中に、最後の委員会を開催し、基本構想を策定する予定としております。

施設の建設予定地につきましては、1月22日に不動産鑑定評価が終了し、その価格をもって、1月27日に地権者との最終交渉を行いました。取得にいたるまでの条件が地権者と折り合わず、残念ながら、合意することはできませんでした。

当初予定しておりました建設予定地の取得ができない状況となったことから、今後は、新たな建設予定地の決定に向けて、候補地の選定や取得可能性の確認など、建設予定地の早期決定に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、令和2年度一般会計当初予算案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

予算編成にあたっては、すべては、佐川町を幸せなまちにするため、住民の幸せのために、を経営理念に置き、第5次総合計画にも

とづくまちづくりが5年目を迎える中、これまでの5年間の総括を行い、次の5年間につなげる実効性のある計画に改善し、世界一幸せなまちを「まじめに、おもしろく。」みんなで創る。を経営方針としたうえで、これを実現するための予算編成に取り組みました。

限りある財源を最大限有効に活用することを基本とし、事業の評価に基づく見直しを徹底するとともに、決算額や予算執行状況など確かな根拠に基づき、編成いたしました一般会計の予算規模につきましては、総額77億7,818万5千円、対前年度比、9億9,052万9千円、14.6%の増額予算となりました。

増額の主な要因としましては、防災行政無線の更新、役場庁舎及び総合文化センターの非構造部材等の耐震化を実施する費用として、8億4,253万7千円を計上したことによるものであります。

歳入について、まず、国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、令和元年度より、町税は、4,025万円の増額を見込んでおります。

歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税は、令和2年度の国の地方財政計画から推計し、2.3%の増加を見込んでおります。

特別交付税は、ここ数年の決算額から、令和元年度と同額の3億円を見込み、地方交付税全体としまして、令和元年度より、5,200万円増の26億円を見込んでおります。

その他、国の各交付金につきましても、約5千万円の増額を見込んでおります。

また、特定財源については、国庫支出金や地方債、ふるさと納税寄附金基金等を積極的に活用して財源確保に努めました。

一方、歳出面では、一般財源による経常的経費について、裁量的経常経費のシーリングを実施したほか、経費の見直しを厳しく行いました。

この結果、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金金は、令和元年度より、2億5,725万2千円減の1億3,209万2千円に縮減することができております。

続きまして、令和2年度の主要な事業につきましては、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

教育分野に関する事業としまして、令和2年度からの3年間で不

登校の改善や学力向上に重点的に取り組むために再編・強化しました学校教育改善重点推進事業をはじめ、ふるさと教育の充実、ICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及びふるさと教育の推進に係る費用として、9,331万8千円を計上しております。

また、情報の拠点、生涯学習の拠点、町民生活の拠点となる、新図書館の整備方針策定及び新青山文庫の基本構想策定に係る費用として、120万7千円を計上しております。

産業と仕事分野に関する事業としまして、まず、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に12名、観光振興に1名、農業担い手候補生に1名、さかわ発明ラボの運営に7名、ものづくりに1名、ふるさと寄附推進に1名、牧野公園整備に1名の計24名、1億1,663万6千円を計上しております。

次に、間伐・作業路開設事業につきましては、高知県の緊急間伐総合支援事業を活用して、計画的な間伐を進めていくための補助金として、3,288万円を計上しております。

次に、多面的機能支払事業につきましては、農地が担う多面的機能の維持や農村環境を守るため、農地・農道・水路等の保全管理を共同で取り組む組織の活動を支援する交付金などとして、2,738万1千円を計上しております。

観光振興と情報発信分野に関する事業としまして、まず、観光協会補助運営費につきましては、町内外への観光情報発信を担うさかわ観光協会の運営費補助、また昨年に引き続き開催いたします「わんさかわっしょい体験博」実施委託料として、1,723万4千円を計上しております。

次に、上町地区周辺整備事業につきましては、休憩スペースや観光案内機能を合わせ持ち、上町地区の一層の魅力向上による誘客促進や情報発信の充実を図るために、JR客車収容施設の整備に係る費用として、8,065万5千円を計上しております。

健康と福祉分野に関する事業としまして、まず、あったかふれあいセンター事業につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂地区に、令和2年度に新たに整備を行う佐川地区を加えた5地区での事業運営に係る費用として、4,713万2千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂

地区の集落活動センターの活動支援などとして、1,138万円を計上しております。

安全・安心分野に関する事業としまして、まず、防災行政無線施設管理費につきましては、重要な情報伝達手段である防災行政無線の更新、施設の運用に係る費用として、2億443万8千円を計上しております。

次に、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修事業につきましては、災害発生直後から庁舎を安全に継続して使用可能とするため、非構造部材等の耐震化などを実施する費用として、2億5,963万1千円を計上しております。

なお、これら2件につきましては、当初予算において債務負担行為を設定し、令和3年度までの2カ年で実施する予定としております。

次に、佐川町総合文化センター管理費につきましては、佐川町地域防災計画に拠点避難所として位置づけられている総合文化センターの非構造部材等の耐震化及び大規模改修を実施する費用として、3億8,999万9千円を計上しております。

次に、消防施設整備事業につきましては、尾川消防屯所の新築、消防自動車の更新、消防団の装備品などに係る費用として、7,355万8千円を計上しております。

次に、木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、委託料、補助金として、4,113万8千円を計上しております。

次に、地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費の補助金などとして、3,587万5千円を計上しております。

次に、道路施設修繕事業につきましては、道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う町道の舗装等の修繕費用として、1億1,800万円を計上しております。

最後に、地方道路交付金事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事などを実施する費用として、2億9,495万円を計上しております。

以上が、令和2年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について報告をさせていただきます。

はじめに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略について報告いたします。

人口減少を克服するとともに、東京一極集中を是正し、地方がそれぞれの特徴をいかして活力ある地域づくりを進めるため、国や全国の地方自治体が連携して取り組んでいる、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本年度末を持って第1期が終了いたします。

2月7日に「佐川町まち・ひと・しごと創生推進会議」を開催し、第1期戦略の総括とともに、本年度末までに策定が求められている令和2年度から令和6年度までの第2期戦略案の全体像について協議を行いました。

第1期戦略の総括としまして、自伐型林業の推進を核とした雇用創出の取り組みや、地域おこし協力隊の積極的な採用を含めた移住促進の取り組み、集落活動センターやあったかふれあいセンターの整備による小さな拠点を中心とした地域の暮らしを守る取り組みについては、おおむね目標を達成できた一方で、6次産業化による商品開発や商工業の後継者づくり、ブランド戦略の取り組みについては目標を下回る結果となりました。

また、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる取り組みについては、子育て支援策として設定した事業の数値目標は達成しているものの、結果として未婚率の増加や、出生数の減少に歯止めがかかっていないため、事業の組み立てを含めて、課題が残る結果となっております。

第2期戦略におきましては、第1期戦略の基本的な方向性を引き継ぐとともに、ICTやAI技術を活用しながら、学校教育だけではなく、新しく整備する予定の新文化拠点や集落活動センターを核として、全世代においてさかわ未来学を展開し、ふるさと愛を醸成する取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

また、第1期戦略であまり進捗が見られなかった課題への対応としまして、令和4年度中の開業を目指している道の駅の商品開発や、まちまるごと植物園の取り組みを通じたブランディング、子育て支援策だけではなく、まち全体で子どもを産み育てられる環境づくりなど、官民が一体となった取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、まちまるごと植物園の取り組みについて報告いたします。

町では、まちまるごと植物園の取り組みを町全体で盛り上げていくため、自宅や地域の花壇などに立てていただくロゴマーク入りのプレートを製作し、2月より希望する方に配布するとともに、まちまるごと植物園のサポーターとして登録させていただいております。

これまでの約1カ月間で10数名の方に配布させていただいており、今後、ホームページにおいて、ロゴプレートの設置状況やサポーターのご紹介などを行っていく予定としております。

牧野博士生誕の地として、町内のさまざまな場所にロゴプレートが立ち、町民同士が植物でつながれば、一人一人の幸せがみんなの幸せに変わり、幸せなまちづくりにもつながっていきますので、ぜひ多くの方にプレートを立てていただき、まちまるごと植物園のサポーターになっていただきたいと考えております。

次に、さかわぐるぐるバスについて報告いたします。2月中旬に、今後の参考とするため、さかわぐるぐるバスの運行に関する要望が出ておりました鳥ノ巣地区、柳瀬地区の公民館において、住民の方々との意見交換会を行いました。

両地区とも、お年寄りの方を中心に十数名の参加があり、運行経路の要望のほか、ぐるぐるバスの仕組みや、通院や買い物以外の利用の仕方などについて意見交換を行いました。

また、同じく2月中旬に、加茂地区と斗賀野地区の利用が少ない地域に出向き、個別訪問によって、利用促進を図るためのチラシを配布いたしました。

乗客数の実績につきましては、昨年11月は、882人、12月は、855人、本年1月は738人で、11月から1月までの1便あたりの平均乗客数は2.66人となっており、これまで実績が少し落ちる傾向にありました冬の時期におきましても順調に乗客数が伸びております。

今後も引き続き、地域住民の方々や運転手などのご意見をお聞きしながら、ダイヤ改正等が必要な場合には、本年10月1日以降に見直しを実施することといたしております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。本年度に退任する隊員は、年度途中で退任した者を含めて、自伐型林業5名、農業担い手1名、さかわ発明ラボとものづくりのアーティスト3名の合計9名であります。退任後も、ほとんどが町内に定住する見込

みとなっております。

4月から新たに採用する隊員は、自伐型林業5名、さかわ発明ラボ2名の合計7名を予定しており、来年度は、全業務合わせて24名でスタートすることとなっております。

次に、総務課の所管事項でございます。平成30年7月18日に自治会長会から要望のありました防犯カメラの設置につきましては、自治会長会のご意見をはじめ、佐川警察署などからのアドバイスもいただき、小中学校付近や幹線道路などの町内各所に4カ年をかけて設置する計画としております。

初年度である本年度につきましては、1月に、尾川小中学校前、黒岩小学校前、佐川地質館前、集落活動センター加茂の里の計4カ所に設置いたしました。

令和4年度までに、計画全ての防犯カメラの設置が完了することとなっております。既存の防犯カメラを含め全16カ所で安全で安心して暮らせる環境を見守るとともに、犯罪抑止や行方不明者の捜索活動など、住民の皆様への不安解消に効果を発揮することを期待しております。

次に、税務課の所管事項でございます。2月17日から3月16日までの期間、役場2階において申告相談を実施しております。

住民の皆様と直接対面する納税相談を通して、適正な所得の申告、納税への理解と啓発に取り組みながら、公平で公正な賦課・徴収を行い、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。まず、新たな管理型産業廃棄物最終処分場について報告いたします。

加茂地区の住民の皆様からのご意見とご要望を取りまとめた地域振興策（案）につきましては、昨年12月11日に議員の皆様にご提示させていただき、町全体の振興策として、柳瀬川など県が管理する河川の増水対策を加えることなどのご意見をいただきました。

その後、1月7日、8日、9日、14日の4日間、長竹、横山、竹の倉の公民館と集落活動センター加茂の里において、議員の皆様からのご意見を加えた地域振興策（案）について、住民説明会を開催いたしました。

説明会では、住民の皆様をはじめ、議員の皆様からいただいた100件余りの地域振興策の一覧表をお示しし、ご意見をいただきました。

住民の皆様からは、振興策についての新たなご要望のほか、防災対策を優先することや、振興策の枠で実施できなくても、時間がかかってもいいので、要望した事業は町として取り組んで欲しい。などのご意見、また、全ての事業について検討結果を示して欲しいとのご要望がありました。

説明会と説明会終了後に電話等でいただいた、新たなご要望については、1月17日に、住民の皆様とともに現地確認を行いました。

今後は、一つ一つ、町が考える基準に基づき振興策として実施するかどうかの検討を行い、その結果を中間のとりまとめ案として作成し、皆様にお示しすることとしております。

県の取り組みとしましては、1月16日、19日の2日間、集落活動センター加茂の里において、加茂地区の住民に対しての説明会を開催し、建設予定地周辺の測量、ボーリング調査等による地質・地下水調査などの進捗状況、長竹川の改修に向けた概略計画策定やしゅんせつ、国道33号の交通安全対策、上水道の整備支援などの取り組み状況、そして進入道路の再検討に関する6ルート案から3案への絞り込みなどについての説明がありました。

それに加え、新たな項目として、処分場の整備による周辺環境への影響を調査・予測・評価し、その内容について、住民の皆様や専門家等のご意見をお聞きし、環境保全について適正な配慮をするための一連の手続きである環境影響評価についての説明がありました。

こうした県からの説明に対して、住民の皆様からは、主に、進入道路の再検討や長竹川の増水対策、国道33号の交通安全対策などに関するご意見・ご質問がありました。

また、町に対しましても、進入道路の再検討に関して、今回絞り込まれた3つのルート案は、いずれも長竹地区に関係するルートとなっており、最終的に1つのルートに決定する際には、町としても、確認書の趣旨に照らして、妥当かどうかをしっかりと検証していただきたいとのご意見をちょうだいしたところであります。

町としましては、今後も、こうした住民の皆様の声のしっかりと受け止め、県と連携を図りながら、事業の進捗に併せて、節目節目で、住民の皆様への丁寧な説明を行うとともに、県への要請活動を含め、住民の不安解消に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業について報告いたします。令和2年度の

事業費納付金は県全体で、1人当たりの医療費の増加はあるものの被保険者数が減少していることや、介護納付金算定の基礎である介護保険2号被保険者数の算定見直しなどによる歳出の減少、また、平成30年度前期高齢者交付金の清算金が令和2年度に県に追加交付され、歳入が増加する見込みであることから、約8億1千万円減少しております。

佐川町におきましては、令和元年度に社会保険診療報酬支払基金から佐川町分として交付されていた平成29年分の前期高齢者交付金清算金が、制度改正により令和2年度からはなくなるなどから、令和2年度に町に割り当てられる事業費納付金は増加しており、約1,680万円の財源不足が生じると算定しております。

本来であれば、保険税率の改正が必要となるところではありますが、令和元年度国民健康保険特別会計の決算において、現時点で約1,500万円の黒字を見込んでおり、その余剰金を充てるとともに、不足する額について国保財政調整基金を一部取り崩すことで、財源確保ができると判断いたしました。

そこで、2月7日に開催されました第2回佐川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、不足する額について国保財政調整基金を一部取り崩し、国保税率を据え置くことについてご協議をいただき、承認を得たため、令和2年度は国保税率の改正は行わないこととしております。

今後、高齢化の進行もあり、国保被保険者の1人当たり医療費は伸び続けることが予測されますので、令和3年度以降には保険税率の改正が必要ではないかを見込んでおります。

町としましては、引き続き、特定健康診査やがん検診の受診勧奨をはじめ、健康の維持向上への取り組みを行ってまいりますので、町民の皆様におかれましても、医療費の抑制につながるこれらの取り組みに参加していただくようご協力をお願いいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。まず、佐川町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、整備が進んでおります施設の進捗状況について報告いたします。

平成30年11月に、社会福祉法人佐川町社会福祉協議会をグループホームと共生型小規模多機能型介護サービスの2つの施設を一体的に運営する地域密着型サービス事業者として決定し、現在、施設

の整備が進んでおります。

建設に先立ちましては、上郷と古用地の自治会総会において、地区住民の皆様説明を行うとともに、昨年4月には、健康福祉センターかわせみで、7月には、佐川町文化センターで、住民の方々と意見交換会を開催し、期待の声や貴重なご意見などをいただいたと伺っております。

建設予定地の造成工事はすでに完了しており、昨年12月6日に、一般競争入札を実施し、12月21日には、近隣の自治会長をはじめ、関係者の皆様の出席のもと、起工式が執り行われました。

現在、基礎工事を施工中で、2月末時点の工事進捗率は、全体の2割程度となっております。竣工は本年7月末、施設の開所は9月を予定しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中国で生産されているユニットバス、キッチン等の入荷が困難になることも想定され、開所の予定が遅延する恐れが出てきております。

職員採用につきましては、介護職の人材不足が全国的に言われている中、心配の声もありましたが、採用予定者の充足率は現時点で約93%となっております。概ね必要な職員採用ができております。

事業者である佐川町社会福祉協議会とは、昨年7月から毎月定例で情報交換会を開催しており、今後も開所に向けて、連絡会を開催するなど、より一層連携を密にし、住み慣れた地域で生活を継続するために必要なサービスが円滑に提供できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、高知家健康パスポートにおける佐川町めざせ健康体クラブの取り組みについて報告いたします。

佐川町めざせ健康体クラブは、健康パスポートにヘルシーポイントシール20ポイント分を集めた方に、500円相当のさかわハッピー・スマイル券を進呈する制度で、日々の健康づくりが特典につながる町独自の取り組みであります。

この取り組みを開始した昨年度の進呈者は282名、進呈数は672枚でありましたが、本年度は2月末現在で375名の方に1,031枚を進呈しており、既に昨年度の実績を上回る状況となっております。

本町の健康パスポートの所持者は、2月末現在で昨年度末から644名増の1,751名、20歳以上の人口カバー率は6.1%増の16.3%、最

高ランクのマイスターを取得されている方は、69名増の94名となっており、「健康は自らがつくる」「みんなで声をかけあい取り組む」「日々の健康行動の継続」という、町民の皆様の具体的な行動の結果であると大変うれしく思っております。

今後も、高知家健康パスポートを活用し、町民の皆様の楽しい健康づくりを応援できるような取り組みを進めてまいります。

次に、本年度実施した手話奉仕員養成講座について報告いたします。

手話への理解の促進及び手話の普及を目的に、8月から1月までの全20回の講座を高知県聴覚障害者情報センターの方を講師として開催いたしました。

講義は、言葉を使わず手話と文字のみで行われ、毎回、その日のテーマに沿った内容を学んでいき、住民の方8名と職員9名が所定の講座を修了されました。

参加者からは「手話は難しいけれど、楽しかった。」「手話で普通に会話をするにはまだ難しいが、使う機会があればチャレンジします。」「来年度の講座も楽しみにしています。」という声が寄せられており、今後、日常の様々な場面で活用していただけるものと期待しております。

来年度も引き続き、手話の基礎を学び、日常的な会話ができることを目指す内容の手話奉仕員養成講座基礎編を開催する予定としております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。まず、プレミアム付商品券について報告いたします。

昨年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、プレミアム付商品券を発行いたしました。

購入できる対象者2,923人のうち、プレミアム付商品券購入引換券の送付者数は、住民税が課税されていない方1,206人、子育て世帯の世帯主229人、合計1,435人、送付率は約49.1%となっており、2月28日まで町内郵便局の窓口で合計5,651冊、額面2,825万5千円分が販売されました。

商品券は期限付きとなっており、町内82カ所の取扱加盟店において、3月31日まで使用することができますが、使用期限を過ぎると

無効となりますので、期限内にご使用いただきますようお願いいたします。

次に、自伐型林業推進事業について報告いたします。山林の集約化につきましては、昨年12月以降、新たに73件、約150ヘクタールの管理契約を締結し、これまでに、約500ヘクタールの集約化ができております。

また、木育の取り組みとして、昨年度から実施しておりますファーストスプーンづくりを2月18日に開催いたしました。

当日は、親子21組の参加があり、色々な種類の木の中から好みの木を選び、木の香りやさわり心地を感じながら、子供が離乳食で使う世界に一つだけのスプーンづくりを楽しんでいただきました。

今後も、先人が大切に育てた森林の持続可能な管理をはじめとする様々な活動を通して、森林や木の大切さを多くの皆様に知っていただけるような取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、橋梁長寿命化修繕計画について報告いたします。この計画は、橋梁の維持管理を適切に行い、橋梁の長寿命化を図ることを目的としており、本町では、町道に架かる355橋の橋梁を対象として、平成25年度に策定いたしました。

その後、平成26年に道路法が改正され、橋梁の点検については、近接目視により5年に1回の頻度を基本とし、その健全性を4段階に区分することが定められたため、本年度に計画の見直しを行っております。

新たな計画では、平成26年度から平成30年度の5年間で実施した近接目視による点検結果を基に、今後、発生が予想される橋梁の修繕費用の縮減と平準化を考慮しながら、適切なタイミングで対策が実施できるように策定を進めております。

本年度末には、策定を終えることとしており、今後は、この計画に基づき維持修繕を適切に行い、橋梁の良好な管理を継続していきたいと考えております。

次に、水道事業について報告いたします。平成29年度から実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、住民の皆様のご協力もあり、本年度施工分も計画どおりに竣工することができました。

工事開始から3カ年を経過し、延べ1,162メートル区間の主要な

配水管の耐震化を終えており、富士見町交差点までの残り約 790 メートル区間につきましても、令和 3 年度の完成を目指して工事を進めることとしております。今後も計画的に水道施設の耐震化を行うことにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道事業を実現するための取り組みを進めてまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。前年度現地調査の四ツ白及び二ツ野の各一部の閲覧を、1 月 10 日から 29 日まで、永野の一部の閲覧を、1 月 22 日から 2 月 10 日まで、それぞれ 20 日間実施いたしました。

本町における地籍調査事業は、ほ場整備完了区域等を除いた 97.25 平方キロメートルを対象として、平成 3 年度から着手しており、本年度に実施した 0.73 平方キロメートルをもって、対象区域の全ての現地調査が終了いたしました。

今後は、閲覧をはじめ、認証請求、法務局への成果送付などの事務を数年かけて行うこととしており、早期の事業完了に向けて業務を着実に進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。まず、ふるさと教育について報告いたします。

ふるさと教育「さかわ未来学構想」につきましては、平成 30 年度から 3 年間をかけて、学校教育で活用するカリキュラムや教材の開発、住民向けのコンテンツの作成に取り組んでおります。

2 年目となる本年度は、「ふるさと力を育む教育」、「人間力を育む教育」、「未来創造力を育む教育」それぞれのカリキュラムを作成し、有効となる手法を判断するために試行を始めております。

また、町民向けのコンテンツにつきましても、町内業者に委託し、食のレシピや祭りなどの映像化を進めております。

来年度は、これらを活用するための教材や広報媒体を作成し、さかわ未来学構想を確かなものとするための取り組みをさらに進めていきたいと考えております。

次に、不登校対策について報告いたします。佐川町の不登校の児童生徒につきましては、小学校 1 年生から登校をしぶるなどの不登校傾向が始まり、中学校で顕在化して登校できなくなる事例が目立ち、年々登校できない児童生徒の割合が増加する傾向にあります。

この問題に対応するため、昨年度から教育研究所を中心に、地域

支援ネットワークとの連携強化、児童生徒支援センター「すまいる一む」での不登校児童生徒支援の充実、教育相談の充実、各校に配置している特別支援教育支援員の支援力の向上と配置の充実、町独自の不登校予防マニュアルの作成などに取り組んでおり、今後も一層力を入れてまいります。

さらに、来年度からは、さかわ未来学構想と併せて、子供理解の促進や学級経営の改善、教員研修の充実、保育所と小学校の接続期カリキュラムの整備、保小連携の強化、子供や教職員の校種を超えた交流など、小中学校教育の一貫性の強化に取り組み、学校教育の質と信頼度の向上に努め、この問題の根本解決を目指してまいります。

次に、学校における働き方改革に向けた取り組みについて報告いたします。

本年度は、県下統一の総合型校務支援システムを導入し、指導要録・学習評価・成績処理等の業務や児童・生徒情報の電子化、ICT活用による教材の共有化など、教務関係業務の負担軽減を図りました。

研修・行事の見直しなどについても、校長会や教頭会において具体的に検討を行い、各校の広報やPTAの会合などを通して、保護者をはじめ、地域の皆様のご理解をいただきながら、今後、可能なことから順次実施してまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。まず、「居宅介護支援事業所こうほく」の廃止について報告いたします。

居宅介護支援事業所には、より質の高いケアマネジメント実現に向けて、原則として令和3年3月31日までに、「管理者が主任介護支援専門員であること。」の要件が設けられ、小規模な事業所は運営が困難な状況になってきております。

現在、町内には休止中を除き、5カ所の居宅介護支援事業所があり、高北病院との連携もすでに進んでいることから、病院事業として設置し、管理、運営する「居宅介護支援事業所こうほく」につきましても、現場の状況も考慮し、3月末をもって廃止することとしましたので、本定例会に佐川町病院事業の設置等に関する条例改正案を提出させていただいております。

次に、医師確保について報告いたします。聖マリアンナ医科大学

からの医師の派遣が来年度以降なくなることは12月定例会で報告いたしました。これに対応するため、1月から高知赤十字病院の内科医師に非常勤で勤務していただいております。

また、整形外科の明神亮博医師が3月末をもって退職されることとなり、診療体制を維持するため、後任の医師について、高知大学と調整しているところであります。

4月以降は、新たに複数の当直担当の非常勤医師を確保できる見込みとなっており、今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、議案が41件となっております。

ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で、行政報告を終わります。

ここで10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時

再開 午前10時15分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）から、日程第45、議案第41号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてまで、以上41件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案についてご説明申し上げます。

議案第1号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ2億1,327万5千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ70億896万2千円とするものであります。

議案第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)につきましては、今回歳入歳出それぞれ1,508万5千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ19億3,045万3千円とするものであります。

議案第3号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、今回歳入歳出それぞれ58万9千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2,825万9千円とするものであります。

議案第4号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、今回歳入歳出それぞれ1億5,378万3千円を減額し、総額歳入歳出それぞれ17億2,332万4千円とするものであります。

議案第5号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、今回歳入歳出それぞれ285万5千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億3,818万円とするものであります。

議案第6号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的収入、支出予算の減額及び増額ならびに資本的収入、支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入1億8,237万4千円、支出1億6,862万5千円に補正し、資本的収入及び支出の既決の予定額を収入6,693万5千円、支出1億4,780万1千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第7号、令和元年度佐川町病院事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出予算の減額補正と、資本的収入予算の増額補正を行うもので、収益的支出の既決予定額を17億9,940万円に補正し、資本的収入の既決予定額を2億7,169万1千円に補正するものであります。

議案第8号、令和2年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ77億7,818万5千円とするものであります。

議案第9号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ19億6,226万8千円とするものであります。

議案第10号、令和2年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ5,966万4千円とするものであります。

議案第 11 号、令和 2 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 3,562 万 9 千円とするものであります。

議案第 12 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,912 万 5 千円とするものであります。

議案第 13 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,225 万 8 千円とするものであります。

議案第 14 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 8,394 万 6 千円、支出 1 億 6,814 万 8 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 8,758 万 8 千円、支出 1 億 6,525 万 6 千円を定めるものであります。

議案第 15 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 18 億 2,190 万円、支出 17 億 9,240 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 3,251 万 7 千円、支出 2 億 1,329 万 5 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産業建設課を産業振興課と建設課に二分すること、及び国土調査課を廃止し、業務を建設課に引き継ぐこと等、課分掌事務の見直し等の機構改革を行うことに伴い、必要な改定を行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正により、町長や職員等の町に対する損害を賠償する責任の一部を免責させることについて、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものであります。

議案第 18 号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法第 31 条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員の制度導入前の任用形態や、任用手続き等がさまざまであることを鑑み、サービスの宣誓を任命権者が別段の定めをすることができるよう、条例の一部を改正するもの

であります。

議案第 19 号、佐川町行政不服審査条例の廃止につきましては、地方自治法第 252 条の 14、第 1 項の規定に基づき、佐川町の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の処理を、高知県に委託することに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名解消及び、新規の条項の追加、現行の条項を削ることに伴う条号ずれ等の改正により、本条例で引用している条文について所用の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し佐川町一般職の任期付職員の給料表等について改正を行うものであります。

議案第 22 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し佐川町一般職の職員の給料表等について改正するものであります。

議案第 23 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の率の改訂について、国に準拠いたしまして引き上げを行おうとするものであります。

議案第 24 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給する期末手当の率の改訂について、国に準拠いたしまして引き上げを行おうとするものであります。

議案第 25 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会議員に対して支給する期末手当の率の改訂について、国に準拠いたしまして引き上げを行おうとするものであります。

議案第 26 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し会計年度任用職員の給料表について改正を行う改正をするものであります。

議案第 27 号、地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治

法の条項ずれに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される地方自治法に条項ずれが生じることから、該当条項を引用している関係条例について所用の改正を行うものであります。

議案第28号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、任免要件を改め消防団員を確保するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第29号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設管理について令和2年度より指定管理者の指定から、町の直営に切り替わることから、これまで条例の範囲内で別の定めによって徴収してきた、使用料の詳細について定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第30号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを受けて、国の印鑑登録事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人が印鑑の登録をすることが可能となったため、登録の資格に関し条例の一部を改正するものであります。

議案第31号、債権の放棄につきましては、住宅新築資金及び宅地取得資金の債権額合わせて398万2,044円が回収不能となったことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定にもとづき、債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、尾川老人憩いの家について、設置から40年が経過し施設の老朽化が著しいことに加え、利用者もいないことなどから、廃止するため条例の一部を改正するものであります。

議案第33号、第2期佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による、議会の議決すべき事件に関する条例第2条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例の制定につきましては、病院事業が設置、管理及び運営する居宅介護支援事業所こうほくについて、本年度末をもって廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 35 号、健康センター和楽の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、東元町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号、名教館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 37 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例、施行規則第 2 条にもとづく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約制定の協議につきましては、地方自治法第 252 条の 14、第 1 項の規定により、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の処理を高知県に委託することについて、必要な規約の制定に関し協議するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2、第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させ、高知県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、脱退することに伴う財産処分を定めることについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、脱退することに伴う財産処分を定めることについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 1 号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして説明をさせていただきます。まず補正予算書の 6 ページをお開きください。補正予算書の 6 ページになります。補正予算書の 6 ページのほうは第 2 表の繰越明許費補正となっております。説明につきましては、款、項を省略いたしまして事業名で順に説明させていただきます。

1 番上の端の移住促進事業の 4,864 万 5 千円につきましては、空き家所有者との交渉に不測の日数を要したことなどにより、繰り越しをするものとなっております。

その下の佐川町地域介護福祉空間整備事業の 7,820 万円につきましては、補助対象の施設整備計画が令和元年 12 月着工、令和 2 年 7 月完成予定のため繰り越しをするものとなっております。

その下の佐川町介護保険施設開設等準備支援事業の 2,265 万 3 千円につきましては、先ほどと同様に補助対象の施設整備計画が令和 2 年 7 月完成予定のため繰り越しをするものとなっております。

その下の基盤整備事業の 3,700 万円につきましては、国が令和元年度補正予算で対応することとなっていることから、令和 2 年度に令和元年度補正予算を繰り越して事業実施をすることとなるため、繰り越しをするものとなっております。

その下の畜産総務費 30 万 8 千円につきましては、高知県食肉センター、高知県新食肉センター整備事業実施設計の負担金となっております。同センターの整備事業の実施設計の完了が、令和 2 年 8 月末となることから、繰り越しをするものとなっております。

その下の山地災害防止事業の 1,360 万円につきましては、地権者との協議に不測の日数を要したことにより、繰り越しをするものとなっております。

その下の花見事業の200万円につきましては、3月に事業が開始され4月に事業が終了となることから、繰り越しをするものとなっております。

その下の道路橋梁維持費の1,200万円につきましては、地元住民等との協議に不測の日数を要したことにより、繰り越しをするものとなっております。

その下の町道舗装補修事業の5,148万9千円につきましては、関係者との協議に不測の日数を要したことにより繰り越しをするものとなっております。

その下の地方道路交付金事業の9,245万7千円につきましては、道路法線の決定及び地元との協議並びに橋梁修繕工事に伴う産業廃棄物処分に不測の日数を要するため、繰り越しをするものとなっております。

その下の木造住宅耐震化支援事業の4,135万8千円につきましては、住宅所有者からの補助申請が令和2年度になる見込みであることから、繰り越しをすることとなっております。

その下の建築物耐震対策緊急促進事業の666万7千円につきましては、建築物所有者からの補助申請が令和2年度になる見込みであることから、繰り越しをするものとなっております。

その下の小学校教育振興総務費5,866万5千円につきましては、国の補正予算に対応するため繰り越しをするものとなっております。

その下の中学校教育振興総務費の4,274万1千円につきましては、先ほどと同様に国の補正予算に対応するため、繰り越しをするものとなっております。

その下の農林水産業施設災害復旧事業の4,752万3千円につきましては、災害発生時期が遅く標準工期が確保できないことから、繰り越しをするものとなっております。

その下の公共土木施設災害復旧事業の2,015万円につきましては、先ほどと同様に災害発生時期が遅く、標準工期が確保できないことから、繰り越しをするものとなっております。

その下のがけくずれ住家防災対策事業の1,132万1千円につきましては、地権者との協議に不測の日数を要したことにより、繰り越しをするものとなっております。

その下の急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金）の1,352万4千

円につきましては、県工事が繰越施工となることにより、負担金の繰り越しが必要となるため、繰り越しをするものとなっております。

続きまして、7ページをごらんください。7ページ目のほうは第3表の地方債補正となっております。起債の目的欄にあります、「GIGAスクール構想」校内通信ネットワーク整備事業につきましては、国の補正予算、GIGAスクール構想事業にかかる経費の財源とするものとしております。限度額を2,960万円としております。同じくその下の道路改良事業（県工事負担金事業）につきましては、県が施工する道路防災工事に対する負担金が本年度から緊急自然災害防止対策事業債の対象となるため、負担金の財源として借り入れをしようとするものです。限度額を240万円としております。なおこの充当率につきましては、100%交付税の措置率は70%ということとなっております。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和元年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

続きまして、歳出のほうから説明させていただきます。今回の補正につきましては歳入歳出とも不用額の精査を行いましたことにより、主に減額補正となっております。増減額の大きいものについて説明させていただきます。事項別明細書の28ページ、29ページをお開きください。28ページ、29ページになります。まず29ページのほうの上から4段目になります。2款、1項、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金説明欄の人事交流職員人件費負担金の1,250万円は高知県との人事交流職員1名と新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関する高知県からの派遣職員2名、合わせて3名分の高知県への負担金となっております。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。30ページ、31ページになります。31ページの中ほどより少し上になります。4項企画費、25節積立金、説明欄のふるさと納税寄附金基金積立金の3,500万円は今年度のふるさと納税の寄附金が増加しているため、12月議会の定例会のおりにも補正予算で補正をさせていただきましたけれど、その後も見込みにより増加しているため、増額を見込んでおりますふるさと納税寄附金を基金に積み立てるものとなっております。

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。32ページ、

33 ページになります。33 ページの中ほどより少し下になります。10 項国土調査費、13 節委託料説明欄の調査等委託料の△1,739 万 9 千円は不用見込額の減ということになっております。

続きまして、40 ページ、41 ページをお開きください。40 ページ、41 ページになります。41 ページの中ほどより少し下になります。3 款、1 項、1 目社会福祉総務費、13 節委託料説明欄の障害者相談支援委託料の△381 万 4 千円は不用見込額の減額ということになっております。

同じ 41 ページの下から 2 段目になります。20 節扶助費説明欄の福祉医療費（重度）の△593 万円は残り期間中の必要額の精査による不用見込額の減額となっております。

続きまして、42 ページ、43 ページをお開きください。42 ページ、43 ページになります。43 ページの下から 2 段目になります。8 項介護保険特別会計操出金、28 節操出金の 2,005 万 3 千円は、介護給付費等の減による操出金の減額ということになっております。

続きまして、44 ページ、45 ページをお開きください。44 ページ、45 ページになります。45 ページの中ほどより少し下になります。3 項、1 目児童福祉総務費、20 節扶助費説明欄の未熟児養育医療扶助費の△2 千万円は、残り期間中の必要額の精査による不用見込額の減額となっております。

そこから 4 つ下の段になります。2 目児童福祉費、13 節委託料説明欄の私立保育所運営費の 1,600 万円も残り期間中の必要額の精査による不用見込額の減額ということになっております。

その下の段になります。19 節負担金・補助及び交付金説明欄の乳児保育促進事業補助金の△315 万円と、その下の障害児保育事業補助金△750 万円、こちらのほうも残り期間中の必要額の精査による不用見込額の減額となっております。

続きまして、46 ページ、47 ページをお開きください。46 ページ、47 ページになります。47 ページの上から 2 段目になります。20 節扶助費説明欄の児童手当の△480 万円、こちらのほうも残り期間中の必要額の精査による不用見込額の減ということになっております。

50 ページ、51 ページをお開きください。50 ページ、51 ページになります。51 ページの中ほどよりちょっと下のほうになります。4 款、1 項、5 目他会計操出金、28 節操出金、説明欄の国保会計操出

金の 527 万 4 千円、これにつきましては主に保険税の軽減、保険者支援分となります保険基盤安定繰入金にかかる繰り出しとなっております。

同じく 51 ページの下から 2 段目になります。2 項、1 目清掃施設費、13 節委託料説明欄のごみ収集委託料の△931 万 2 千円は契約金額により不用見込額を減額するものとなっております。

続きまして、52 ページ、53 ページをお開きください。52 ページ、53 ページになります。53 ページの 1 番上の段になります。19 節負担金補助及び交付金説明欄の広域事務組合負担金（清掃センター基幹的整備特別負担金分）の△2,942 万 4 千円につきましては、清掃センターの基幹的整備のほうが完了したことが伴いまして、特別負担金の精算による減額ということになっております。

同じ 53 ページの 1 番下の段になります。5 款、1 項、4 目園芸振興費、19 節負担金・補助及び交付金説明欄の佐川町園芸用ハウス整備事業の△329 万円は、実績見込みによりまして不用額を減額するものとなっております。

続きまして、54 ページ、55 ページをお開きください。54 ページ、55 ページになります。55 ページの上から 2 段目になります。6 目農地費、13 節委託料説明欄の中山間地域所得向上支援事業（基盤整備）の 830 万円は下瑞応地区農作業道整備等、庄田地区用排水路整備の設計委託料となっております。

その下の段の 15 節、工事請負費説明欄の中山間地域所得向上支援事業の 2,700 万円は下瑞応地区農作業道整備の工事費となっております。

56 ページ、57 ページをお開きください。56 ページ、57 ページになります。57 ページの中ほどになります。2 項、2 目林業振興費、15 節工事請負費説明欄の山地災害防止工事の△800 万円は、実績見込みによりまして不用額を減額するものとなっております。

その下の段の 19 節、負担金・補助及び交付金説明欄の山村林業者支援事業補助金の△400 万円も実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

1 番下の段の 6 款、1 項、1 目商工振興費、13 節委託料説明欄のプレミアム付商品券事業委託料の△3,552 万円は、プレミアム付商品券売り上げ見込み減に伴います委託料の減額ということになってお

ります。

続きまして、58 ページ、59 ページをお開きください。58 ページ、59 ページになります。59 ページの中ほどより少し下のほうになります。7 款、1 項、3 目道路橋梁新設改良費、15 節工事請負費説明欄の町道改良工事の△1,929 万 1 千円は、国庫補助金の交付決定による減額ということになっております。

その下の道路改良工事の△320 万円は不用見込額を減額するものとなっております。

続きまして、62 ページ、63 ページをお開きください。62 ページ、63 ページになります。63 ページの中ほどより下になります。8 款、1 項、4 目災害対策費、15 節工事請負費説明欄の避難所耐震改修工事の△377 万 1 千円は、実績見込みにより不用額を減額するものということになっております。

同じ 63 ページの下から 2 段目になります。19 節負担金・補助及び交付金説明欄のコミュニティ助成事業補助金の△670 万円は、申請件数 6 件のうち 1 件しか助成が受けられなかったことによる減額ということになっております。

続きまして、66 ページ、67 ページをお開きください。66 ページ、67 ページになります。67 ページの中ほどになります。9 款、2 項、2 目教育振興費、11 節需用費説明欄の消耗品費の 1,407 万 6 千円は、令和 2 年度から 4 年間使用いたします教科書が採択されましたため、教師用教科書、指導書、デジタル教科書を購入するものとなっております。その下の段の 13 節委託料説明欄の小学校 LAN 整備調査・設計委託料の 616 万円、その下の情報端末導入設定委託料の 875 万円、その下の段の 15 節工事請負費説明欄の小学校校内 LAN 整備工事の 3,306 万 3 千円、その下の段の 18 節備品購入費の 1,069 万 2 千円につきましては、国の補正予算 G I G A スクール構想事業にかかる経費ということになっておりまして、校内通信ネットワークの整備や小学 5 年生、6 年生児童が使用するタブレット端末の購入費ということになっております。

続きまして、68 ページ、69 ページをお開きください。68 ページ、69 ページになります。69 ページの下から 4 段目になります。3 項、2 目教育振興費、13 節委託料説明欄の、中学校 LAN 整備調査・設計委託料の 264 万円、その下の情報端末導入設定委託料の 1,177 万

2千円、その2つ下の段の15節工事請負費説明欄の中学校校内LAN整備工事の1,394万5千円、その下の段の18節備品購入費のうち1,438万4千円は、先ほどの小学校と同様に国の補正予算GIGAスクール構想事業にかかる経費となっておりまして、校内通信ネットワークの整備や中学1年生から3年生の生徒が使用するタブレット端末の導入費ということになっております。

続きまして、74ページ、75ページをお開きください。74ページ、75ページになります。75ページの下から2段目になります。10款、1項、1目農業用施設災害復旧費、15節工事請負費の△2,620万8千円は、事業量の確定によりまして不用見込額の減額ということになっております。

以上で、歳出の説明のほうは終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。歳入につきましても増減額の大きいものにつきまして、説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。12ページ、13ページになります。12ページ、13ページの町税につきましては、1項にあります町民税から、5項の鉱産税につきまして本年度の課税額を元にした収納の見込についての補正ということになっております。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。14ページ、15ページになります。上から4段目の表になります。12款、2項、6目総務費負担金、1節総務管理費負担金説明欄の人事交流職員人件費負担金の854万1千円は、高知県との人事交流職員1名及び、後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名に対する負担金ということになっております。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。上から3段目の表になります。14款、1項、1目民生費国庫負担金、1節児童福祉費負担金説明欄の保育施設給付費の△900万円は、歳出の私立保育所運営費等、広域入所分保育費運営費の残り期間中の必要額の精査による、不用見込額の減額に伴うものとなっております。その3つ下の未熟児養育医療費国庫負担金の1千万円は、これも同じく歳出の未熟児養育医療扶助費の残り期間中の必要額の精査による不用見込額の減額に伴うものとなっております。

同じページの下から4段目になります。2項、4目土木費国庫補助金の地方道路交付金の△1,234万8千円につきましては、国庫補

助金の交付決定による減額ということとなっております。

その下の段の 5 目教育費国庫補助金、4 節教育総務費補助金説明欄の公立学校情報機器整備費補助金の 1,363 万 5 千円と、その下の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の 2,969 万 1 千円は、先ほど説明いたしました歳出の国の補正予算、G I G A スクール構想事業にかかる経費に対する国庫補助金ということになっております。

その下の段の 7 目商工費国庫補助金、1 節商工費補助金説明欄のプレミアム付商品券事業補助金の△899 万 5 千円は、実績見込みに伴う減額ということになっております。

18 ページ、19 ページをお開きください。19 ページの中ほどになります。15 款、2 項、1 目総務費県補助金、1 節総務費補助金説明欄の国土調査費補助金の 1,131 万 6 千円は、補助金の確定に伴う減額となっております。

続きまして、20 ページ、21 ページをお開きください。1 番上の端の段になります、1 番上の端の段の説明欄の下の端、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金説明欄の中山間地域所得向上支援事業の 2,100 万円は、歳出のほうで説明いたしました中山間地域所得向上支援事業に対する県補助金と、いうことになっております。

その 4 つ下の段になります。7 目災害復旧費県補助金、1 節農林水産業施設災害復旧費補助金の 1,634 万 3 千円は、事業量の確定に伴います見込み額の減額ということになっております。

22 ページ、23 ページをお開きください。23 ページの 1 番上になります。16 款、2 項、2 目不動産売払収入、1 節の不動産売払収入の 719 万 1 千円は、かいな小富士分譲地取得額の売却によるものとなっております。

その下の表になります。17 款、1 項、4 目ふるさと寄附金の 3,500 万円につきましては、ふるさと納税の給付金が増加しているため、見込額を増額するものとなっております。その下の表になります。18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の△2 億 1,590 万 3 千円は今回の補正予算の歳出の減額に伴い、繰入金を減額するものとなっております。その下の段の 2 目、その他基金繰入金を減額するものとなっております。

その下の段の 2 目その他基金繰入金は、説明欄の 1 番下にありま

すふるさと納税寄附金基金繰入金、それ以外の繰入金につきましては、今回の補正予算の歳出の減額に伴い繰入金を減額するものとなっております。

1番下のふるさと納税寄附金基金繰入金の1億281万9千円は、ふるさと納税にかかる経費や、寄附の目的に沿った事業の財源とするため、繰り入れをするものとなっております。

24ページ、25ページをお開きください。25ページの1番上の表になります。20款、3項、2目雑入説明欄のコミュニティ助成事業補助金（自主防災組織育成事業分）の△670万円は、歳出で説明しましたとおり申請件数6件のうち1件しか助成が受けられなかったことによる減額ということになっております。その2つ下のプレミアム付商品券売上の△2,726万円は、実績見込みに伴う減額ということになっております。

1番下の段の表の、21款、1項、1目土木債、1節道路橋梁債説明欄緊急自然災害防止対策債の240万円は、冒頭の地方債補正で説明しましたとおり、県が施工する道路防災工事に対する負担金が本年度から緊急自然災害防止対策事業債の対象となるため、負担金の財源としようとするものとしております。

その下の段の2目教育費、1節学校施設整備債の2,960万円は歳出で説明をいたしました国の補正予算、GIGAスクール構想事業に掛かる経費の財源としようとするものとなっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。今回の補正の歳出につきましては、主に退職被保険者数の減少による医療費の減額を含め、実績見込みによる減額の内容になっております。

では予算書の事項別明細書12ページ、13ページをお開きください。上から4段目の欄の表、2款、1項、1目退職者被保険者等療養給付費及び2目退職者被保険者等療養費につきましては、退職被保険者制度が本年度で終了することによる退職被保険者数の減少により減額するもので、それぞれ1,050万円と200万円の減額補正を行うものです。その下の欄、2款、2項、2目退職被保険者等高額

療養費につきましても同様の理由で 400 万円の減額を行うものです。今説明させていただきましたもの以外につきましては、歳出の増減については実績見込みにより増減補正を行うものとなっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。ページを戻りまして 8 ページ、9 ページをお開きください。1 款、1 項、1 目一般被保険者国民保険税及び 2 項退職者被保険者等国民健康保険税につきましても、現在の調定額に合わせて減額を行って、増減個々に行っておるものです。2 番目の表、2 款、1 項、1 目保険給付費等交付金の 1 節普通交付金につきましても、佐川町が支払う医療給付費相当額を県から交付いただくものですが、その医療給付費の実績見込みにより 1,474 万円を減額するものです。

続きまして次のページ 10 ページ、11 ページをお開きください。2 番目の表、5 款、1 項、1 目一般会計繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましても、低所得者の保険料軽減分を一般会計から補填していただくもので、実績見込みにより増額をするものです。また、2 節も保険基盤安定繰入金（保険者支援分）こちらにつきましても、財政基盤の弱い保険者への同じく一般会計からの法定内繰入で、実績に合わせて増額するものです。

1 番下の表、8 款、2 項、1 目国民健康保険制度関係補助金につきましても、制度改正に伴う国保システムの改修費用に掛かる国からの補助額を増額補正するものとなっております。

以上、説明させていただきましたもの以外の歳入の増減につきましても実績見込みの額に合わせて増額、減額を行うものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

それでは私のほうから議案第 3 号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書第 1 号をごらんください。補正予算書の 10 ページ、11 ページをごらんください。歳出、1 款、1 項、2 目維持管理費、13 節委託料の説明欄をごらんください。処理施設等維持管理委託料は年間維持管理に要する経費となっておりますが、執行見込み額が予算を下回るための減額でございます。その下の機能強化計画策定委託料につきましても、本年度実施しております施設の長寿命化計画機能強化実施計画策定の委託料の入札に伴います減額補正でござ

います。歳出補正合わせて 58 万 9 千円の減額補正でございます。

次に 8 ページ、9 ページをごらんください。歳入予算でございます。5 款、1 項、1 目一般会計繰入金につきましては、歳出補正額 58 万 9 千円について減額をするものでございます。

以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから議案第 4 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明をさせていただきます。今回の主な補正内容は決算見込みに基づきまして、一般的な事務費や介護給付費、地域支援事業の減額などとなっております。歳出予算の詳細につきましては補正予算書の 12 ページ、13 ページのほうをお開きください。人件費を除き増減の大きなものなどを説明させていただきます。2 つ目の表になりますが、2 款、1 項介護サービス等諸費は、介護認定の要介護 1 から要介護 5 の方が利用するサービスであり、1 目居宅介護サービス給付費は居宅介護のヘルパーやデイサービスの実績見込みにより、3 千万円の減額を行うものです。

次の 3 目施設介護サービス給付費は、施設系の特養や老健などのサービス給付費であり、当初予算では前年度の利用実績などにより計上していましたが、実績見込みにより 7,500 万円を減額するものです。

次の地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム、小規模多機能型居宅介護地域密着型特別養護老人ホームなど、町が指定する事業所のサービス給付費です。当初予算では前年度の利用実績と合わせて、佐川町社会福祉協議会が設置します共生型施設のサービス費も計上していましたが、開所は令和 2 年度となったための減額と実績見込みにより、2,500 万円の減額をするものです。

下段の 2 款、2 項介護予防サービス等諸費は、介護認定の要支援 1、2 の方が利用するサービスであり、1 目介護予防サービス給付費は居宅系のヘルパーやデイサービスの実績見込みにより、300 万円の増額を行うものです。その下の 5 目介護予防サービス計画給付費は、1 目の介護予防サービス給付費のヘルパーやデイサービスを利用するためのケアプラン作成にかかる負担金 30 万円の増額となっております。

次に 14 ページ、15 ページをお開きください。上段の表になります。2 款、2 項、7 目地域密着型介護予防サービス給付費は、介護認定の要支援 1、2 の方が利用するサービスであり、小規模多機能型居宅介護、グループホームなど町が指定する事業所のサービス給付費となっており、実績見込みにより 660 万円を減額するものです。次の表、2 款、6 項、1 目特定入所者介護サービス費は、低所得者の介護認定者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合の食費、住居費の負担額が所得に応じて軽減するものであり、実績見込みにより 1,500 万円を減額するものです。

次の表の、3 款、2 項、3 目任意事業費、19 節成年後見利用支援補助金は成年後見制度の利用が必要にかかわらず、申し立て費用、報酬等の費用負担が困難なため利用することができない場合に、必要な費用について補助するものでありますが、本年度については該当者がいないため、64 万 2 千円を減額するものです。

次に 18 ページ、19 ページをお開きください。下段の 5 款、1 項、1 目介護保険事業運営基金積立金は基金の利子が当初見込みより上回ったことにより、7 万円の増額を行っております。

続きまして、歳入についてですが、8 ページ、9 ページをお開きください。上から 2 つ目の表になりますが、3 款、2 項、8 目保険者機能強化推進交付金 11 万 3 千円を増額し、261 万 3 千円となります。この国庫補助金は昨年度創設されたものでありまして、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みに対しまして、65 項目の指標をもちまして評価され、その結果や市町村の高齢化率などにより算出されました額は、全国の保険者に対して交付されるものであり、昨年度とほぼ同額でした。

次に 10 ページ、11 ページをお開きください。上の表になりますが、6 款、1 項、1 目の利子及び配当金 7 万円の増額は先ほど歳出で説明しました、介護保険事業運営基金利子となっております。その他の歳入につきましてはそれぞれの費目につきまして、歳出予算の増減に伴いまして増減額の補正を行っております。

以上で、議案第 4 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第5号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、一般会計から保険料軽減のために繰り入れられる保険基盤安定繰入金の実績に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金額への減額が主なものになっております。

それでは歳出のほうから説明させていただきます。補正予算要求書の事項別明細書10ページ、11ページをお開きください。1番下の段になりますが、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、こちらにつきましては先ほど申し上げた理由によりまして234万5千円の減額となっております。

続きまして、ページ戻りまして、8、9ページこちら歳入の説明をさせていただきます。こちらにつきましてもこの表の3つ目、3款、1項、3目保険基盤安定繰入金こちらが同様な理由で繰入金が234万5千円の減額となっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

産業建設課長（田村正和君）

それでは議案第6号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書7ページ、8ページをごらんください。令和元年度佐川町水道事業会計予算書の事項別明細書になってございます。まず収益的収入、1款、1項、1目給水収益につきましては、年間給水量が見込み水量を下回るためその見込み額566万5千円を減額するものでございます。水道事業収益補正後の金額は、1億8,237万4千円でございます。

次に支出の欄です。収益的支出1款、1項、1目原水及び浄水費のうち、水質検査委託料△33万円、その下2目排水及び給水費の漏水調査委託料△22万円、路面復旧費△10万8千円、その下の排水施設等修理用材料費△6万4千円につきましては、それぞれ執行見込み額が予算を下回るためその減額でございまして、39万2千円を減額するものでございます。

続いて8ページ、4目総係費につきましては、事業執行に伴います必要経費について執行見込み額に応じた減額でございまして、総係費全体で40万7千円の減額でございます。2項営業外費用の欄、2目消費税及び地方消費税につきましては、建設改良事業費の減少に伴いまして生じる納税見込み額の増加分を補正させていただく

もので、金額 207 万 3 千円の増額でございます。水道事業費用合わせて 94 万 4 千円の増額、補正後の金額は 1 億 6,862 万 5 千円でございます。

続いて 9 ページをごらんください。資本的の収入、1 款、2 項、1 目国庫補助金、3 項負担金、1 目工事負担金、及び 4 項出資金、1 目一般会計出資金につきましては、配水管布設工事などの工事費用減額の影響で生じる補正でございます。それぞれ 129 万 2 千円、それから 48 万 6 千円、90 万 8 千円の減額補正でございます。資本的収入合わせて 268 万 6 千円の減額、補正後の金額は 6,693 万 5 千円でございます。

次に支出の欄でございます。資本的支出、1 款、1 項、1 目工事改良費につきましては、東元町から順次行っております基幹管路の耐震化事業などの配水管の布設工事などが入札減などの影響によりまして、執行見込み額が予算を下回るためにその不用見込額を 1,918 万 4 千円減額するものでございます。次に、2 目営業設備費につきましては、本年度更新をしておりますシステムソフトウェア費の入札減に伴う執行残 8 万 1 千円を減額するものでございます。資本的支出合わせて 1,926 万 5 千円の減額、補正後の金額は 1 億 4,780 万 1 千円でございます。その他関連する資料は添えてますのでご参考ください。以上でございます。どうかよろしくお願い致します。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。議案第 7 号、令和元年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）説明させていただきます。補正予算書の 6 ページをごらんください。事項別明細書でございます。まず収益的収入及び支出の病院事業費をこれを 300 万円減額するものでございますが、これはデイサービスの介護サービス事業基金への操出金の減額補正でございます。デイサービスセンター斗賀野荘は危機管理対応もあり、昨年 6 月から正職員 1 名体制を 2 名体制としたところですので。その関係で人件費が 300 万円ほど増加することになりました。一方元年度は病気などで利用者が欠席することや入院などが例年以上に多く、決算見込額、収益が前年度より 100 万円くらい減少が見込まれています。平成 30 年度の操り出しから赤字にならない程度で、積立金は調整することにとということにさせていただいており

ます。そのため基金への繰出金を 300 万円減額して 100 万円にするものでございます。ちなみにデイサービスの収支見込みは 44 万円の黒字を見込んでいるところでございます。

次に資本的収入及び支出の資本的収入につきまして、これは国民健康保険事業特別会計補助金について、補助基準額の確定により収入の増額で 5 万円増額補正をするものでございます。これは協力検査装置などに使われるものでございます。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 8 号から議案第 28 号までの説明をさせていただきます。まず議案第 8 号、令和 2 年度佐川町一般会計予算から、議案第 15 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、予算勉強会におきまして各担当課長のほうから説明をさせていただきますので、ここでは省略のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第 16 号から御用意のほうをお願いいたします。議案第 16 号は佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定ということになっております。それでは説明をさせていただきます。

議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産業建設課のほうを産業振興課と建設課に二分すること及び、国土調査課を廃止し業務を建設課に引き継ぐことと、課分掌事務の見直し等の機構改革を行うことに伴い、必要な改正を行うため条例の一部を改正するものということになっております。参考資料のほうでご説明いたしますので、本日配らせていただいております参考資料の右肩のほうに議案第 16 号関係と書いてあるもののほうのご用意のほうをお願いいたします。参考資料議案第 16 号関係のほうで説明をさせていただきます。こちらの参考資料の左側のほうが現行ということになっておりまして、現行のほうの第 1 条第 6 号が産業建設課、第 7 号が国土調査課ということになっております。この産業建設課を産業振興課と建設課に二分すること及び国土調査課を廃止することに伴いまして、右側のほうが改正後の案ということになっておりまして、改正後の案のとおり第 1 条の 6 号のほうを産業振興課とし、第 7 号のほうを建設課とするものとなっております。

第2条のほうは事務分掌の規定ということになっておりまして、第2条では現行の産業建設課の分掌事務を産業振興課、建設課のほうに割り振るということになっております。そして国土調査課の分掌事務のほうは建設課が引き継ぐということが第2条のほうで規定をしております。そしたら最初の議案のほうに戻っていただきまして、議案のほうの下の方になります。下の方に附則とありますけど、附則の2のほうで佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正、その裏面のほうに附則の3ということで、佐川町上水道運営委員会条例の一部を改正することとしております。それぞれの条例の条文中に産業建設課というふうにあるものを建設課に改めるということなどを規定をしております。議案第16号の説明は以上で終了させていただきます。

続きまして、議案第17号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について説明をさせていただきます。こちらのほうにつきましては地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正によりまして、町長や職員等の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて、必要な事項を定めるということになっております。具体的には地方自治法の243条の2、第1項の規定に基づきまして、町長もしくは町の委員会の委員、もしくは委員、または町の職員、町の職員の場合は地方自治法の第243条の2の2、第3項の規定による賠償命令の対象となるものを除くということとなっております。以下町長等ということで、そういうものが町に対する損害を賠償する責任を町長等がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時は町長等が賠償の責任を負う額から、町長等の職責その他の事情を考慮しまして、地方自治法施行令第173条、第1項、第1号に規定いたします普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、今回の条例の第2条の各号のほうにあります、この各号にあります職の区分に応じまして当該各号に定める数を乗じて得た数を額を控除して、得た額についてその責任について免れさせるということを条例で定めるものということになっております。

続きまして、議案第18号の説明をさせていただきます。議案第18号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こちらのほうは令和2年の1月17日付、総行公第10

号で発出されました総務省通知におきまして、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル、第2版の追加及び修正ならびに総務省より職員のサービスの宣誓に関する条例の改正案が示されたことから、地方公務員法の第31条に規定されておりますサービスの宣誓につきまして、会計年度任用職員の制度導入前の任用形態や、任用手続きがさまざまであることを鑑みまして、サービスの宣誓をそれぞれの職員の任用形態や任用手続きに応じた方法で行うことができるということを明らかにするため、このサービスの宣誓に関する規定をサービスの宣誓を任命権者が別段の定めをすることができる旨を、今回の条例のほうで定めるものということになっております。

議案第19号、佐川町行政不服審査条例の廃止のほうにつきまして、地方自治法に252条の14、第1項の規定に基づきまして、佐川町の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の処理を高知県に委託することに伴い、条例を廃止するものということになっております。この行政不服審査法上の付属機関というのは、行政不服審査会ということになっておりまして、その役割は行政上の処分またはその不作為についての審理請求の解決の客観性、公平性を高めるため、審理庁、町のほうになりますけれども、審査庁の諮問に応じて審理員が行った審理手続きの適法性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックする機関ということになっております。この審査会に関する事務の処理について高知県のほうに委託しまして、市町村が共同処理をすることによりこの条例のほう廃止するものということになっております。今回高知県のほうに委託する予定になっております市町村数につきましては、34市町村のうちの32市町村のほうが高知県のほうに委託するというようなことになっております。またこの条例の附則におきましてこの廃止に伴い、その経過措置の規定及び特別職の職員の給与及び報酬ならびに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、同条例のほうに規定しております行政不服審査会委員のほうを削除するというようにしております。

続きまして、議案第20号のほうに移らせていただきます。議案の第20号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の第6条、第2項のほうで引用しております法律の題名改称により、行政手続き等における情報通信の技

術の利用に関する法律と規定しておりますものを、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めます。そして引用している条項を第3条、第1項を第6条、第1項に改めるという内容になっております。

続きまして、議案第21号に移らせていただきます。議案の第21号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今回のこの改正の対象となりますのはこの条例に規定されております、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有するもの等が対象となっております。現在勤務しております任期付の短時間勤務職員は対象ということにはなっておりません。改正内容につきましては国に準拠いたしまして対象職員にかかる給料表及び期末手当の支給割合について、改正するものとなっております。この条例の第1条に規定につきましては平成31年4月1日から適用、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものとなっております。

次に議案の22号のほうに移らせていただきます。議案第22号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして住居手当、給料表を改正し、勤勉手当の支給割合も改正するものということになっております。この条例の第1条のほうで12月に支給する勤勉手当の支給割合を一般職の職員は100分の92.5から100分の97.5とし、0.05月増といたしまして、別表第1の給料表も改正すると、この適用を平成31年4月1日から適用するということになっております。第2条のほうでは第1条で適用いたしました勤勉手当の支給割合増の0.05増分を6月及び12月の支給割合が同じ支給割合になるように改正するものと、住居手当の支給対象となる家賃額の下限や住居手当の月額を決める際に用いる金額について、改正するものということになっております。こちらの第2条の規定は令和2年の4月1日から施行するものとなっております。

議案第23号のほうに移らせていただきます。議案第23号は特別職の職員の給与及び報酬ならびに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定になっております。第1条は町長等に対して支給する期末手当の支給割合について、国に準拠いたしまして支給割合を0.05月増とし、支給割合を100分の138.75から100分

の 143.75 と改正し、令和元年 12 月 1 日から適用するものとしております。また第 2 条のほうでは先ほどの期末手当の支給割合を 6 月と、12 月の支給割合が同じになるように改正するもので、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

続きまして、議案第 24 号のほうに移らせていただきます。議案第 24 号は教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定となっております。こちらのほうも先ほど説明をいたしました議案第 23 号と同じような改正内容となっております。第 1 条のほうで教育長に対して支給する期末手当の支給割合につきまして、国に準拠いたしまして支給割合を 0.05 月増とし、支給割合を 100 分の 138.75 から 100 分の 143.75 と改正し、令和元年 12 月 1 日から適用するものとなっております。第 2 条のほうも同じように期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するもので、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

議案第 25 号に移らせていただきます。議案第 25 号は佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当ならびに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定となっております、これは先ほども説明いたしました議案第 23 号、議案第 24 号と同じ改正内容となっております。第 1 条のほうは議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合について、国に準拠いたしまして支給割合を 0.05 月増とし、支給割合を 100 分の 137.5 から 100 分の 138.75 から 100 分の 143.75 に改正し、令和元年 12 月 1 日から適用するもの。第 2 条は期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するものでこちらのほうは令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

次に議案第 26 号に移らせていただきます。議案第 26 号は佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定となっております。こちらのほうは国に準拠いたしまして会計年度任用職員の給料表につきまして改正するものという内容となっております。給料表の改正という内容となっております。

議案第 27 号のほうに移らせていただきます。議案第 27 号、地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の条項ずれに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、こちらのほう

は地方自治法の一部改正する法律によりまして、令和2年4月1日から施行されます地方自治法に条項ずれが生じることから、該当条項を引用している関係条例について所要の改正を行うという内容になっております。具体的にはこの条例の中で佐川町監査員条例、佐川町水道事業の設置等に関する条例、佐川町病院事業の設置等に関する条例につきまして一部改正を行い引用する条項を改正するという内容になっております。

次に議案第28号に移らせていただきます。議案第28号は佐川町消防団員任命に関する条例の一部を改正する条例の制定となっております。佐川町消防団員につきましては令和2年1月末現在であります。定員数185名に対しまして実員数が174名ということで、近年定員数に満たない状況が続いております。こうした中、佐川町消防団員任免に関する条例におきまして、消防団員任免に要する要件を現在は佐川町住民としておりますけれども、その佐川町住民というのを町外の方でも佐川町内で勤務する者なども対象にするというふうに改正しまして、消防団員の確保に努めたいという内容の改正になっております。

以上で議案の第16号から議案の第28号までの議案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私から議案第29号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案本文をご覧いただきたいと思っております。また参考として、新旧対照表をつけております。ちょっと数字が見にくくなっておりまして、申し訳ありませんが、どちらか見やすいほうを見ていただきたいと思っております。この条例改正につきましては、さかわ発明ラボが令和2年度より町の直営に移行するにあたりまして、使用料等の条項を改正するものであります。具体的には第12条におきまして、これまでレーザーカッター等の機材の利用料金につきまして、指定管理団体の収入としていたものを、町の歳入として納入するにあたりまして、これまでの別表の範囲内で定める。別の定めによって徴収していた金額を条例の別表に明記をするもの。それから機材使用料以外の機材講習料、それからデータ作成サポート料についてあらたに追記をするものです。現在適用している徴収金額を変更するも

のではありません。

また第 11 条戻りますが、第 1 条第 2 項を加えることについては、放課後発明クラブの材料費実費負担について、これは規則で定めることを規定するものでございます。施行日は令和 2 年 4 月 1 日となります。以上よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

それでは議案第 30 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

本議案につきましては、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを受けて国の印鑑登録事務処理要領の一部が改正されまして、成年被後見人が印鑑の登録をすることが可能となったため、登録の資格に関して資料の新旧対照表のほうにございますように「成年被後見人」とある者を、「意思能力を有しない者」とするものです。以上であります。

産業建設課長（田村正和君）

それでは、私のほうから議案第 31 号、債権の放棄について、ご説明申し上げます。議案本文をご覧ください。この債権につきましては、佐川町住宅新築資金等貸付条例に基づきまして、債務者に貸し付けをいたしました住宅新築資金等および宅地取得資金合計 1,070 万円の貸付金にかかわるものです。放棄する債権額は 398 万 2,044 円です。この債権につきましては昭和 61 年に住宅新築資金 620 万円および宅地取得資金 450 万円を貸し付けをしております。その後、契約どおりの償還に至らなかったことから、当該不動産に設定をしております抵当権を行使しまして、不動産担保競売を申し立て、配当金を受領しましたが、なお、完済には至らず、滞納となったものでございます。

債務者本人につきましては、平成 20 年に破産をし、免責が確定しております。2 名の連帯保証人のうち 1 名につきましても平成 22 年に破産、免責が確定しております。もう 1 名の連帯保証人につきましては、平成 14 年に死亡し、その相続人全員が、相続放棄を裁判所に申し立て、受理されていることも判明をしております。

以上の理由によりまして、この債権合計 398 万 2,044 円につきましては、これ以上の回収が望めないことから債権を放棄するもので

ございます。参考資料としましては、議案第 31 号関係資料としていますが、この資料は死亡しております連帯保証人についての相続関係者の資料となっております。赤色で示しておりますが、被相続人 A が死亡している連帯保証人となっております。死亡に伴います相続人を青色で表示しております。相続人 9 名は全て相続を放棄し、裁判所で受理もされております。以上が資料もあわせてご説明です。どうぞよろしく願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから議案第 32 号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を説明させていただきます。佐川町では教養の向上とレクリエーションの場を提供し、老人の心身の健康増進を目的として老人いこいの家を本条例で 3 カ所定めております。このうち尾川老人いこいの家は設置から 40 年が経過しておりますが、その後、近隣に住民センターや集落活動センターが設置され地域住民の方が集う場所が提供されました。また立地場所や老朽化による傷みなどにより平成 28 年度以降は利用されていません。現在の建物の状況ですが、参考資料のほうがあります。1 枚目表を見ていただきたいと思います。写真のほうではわかりづらいかもかもしれませんが、表のほうのまる 1 からまる 6 のほうが該当ということになっています。塗装のほうが剥げたり、さびによる腐食など、傷みが進んでいます。

次に屋内の状況ですが、裏面のほうをご覧ください。雨漏りによる腐食や破損、また床が抜けかかったり、天井が剥がれたりしており、傷みが目立っております。今後の利用するにあたっては、大規模な修繕を行う必要があります。今後の利活用について、地域の団体の方を通じて尾川地区の自治会長に確認を行いました。利活用の予定はないとの回答をいただいております。以上の状況を踏まえて尾川老人憩いの家を条例から除外する条例の一部を改正するものです。以上で議案第 32 号の説明を終わります。

続きまして議案第 33 号、第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について、説明させていただきます。本計画は子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づきます市町村子ども・子育て事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画に位置づけられ、佐川町の子ども・子育て家庭地域行政等を対象

とし、未来を担う世代地域全体で育て合う町佐川を基本理念として、子ども、親、家庭、地域それぞれ目指す姿を3つの基本目標を掲げて今後佐川町が進めていく子育てに関する施策の方向性、目標等を定めたものでございます。計画策定にあたりましては、子ども・子育て法において、5年ごとを計画期間として定めることとされており、本年度は第1期の最終年度となることから、これまでの取り組みに対する検証を行い、今まで取り組んできた施策を引き継ぎ、これらをさらに推進発展させるために令和2年度から令和6年度まで5カ年計画とした第2期佐川町子ども・子育て支援事業計画を策定するものであります。策定にあたりましては、子ども・子育て支援に関するアンケート、就学前児童の保護者380人と、小学4年生までの保護者334人、計714通送付依頼し、回答のありました約78%556通の調査結果を踏まえて、今後の方向性などを協議するため、佐川町子ども・子育て会議を4回開催し、協議や検討を重ねて、佐川町の総合計画にあります第5次佐川町総合計画や各種計画と整合性を戻したものとなっております。この計画策定にあたりましては決定にあたりましては、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、議会の議決に付すべき事件というふうになっておりますので、何とぞよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

議案第34号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を説明させていただきます。

居宅介護支援事業所は町長の行政報告にもありましたように、来年度末原則主任介護支援専門員を配置しなくてはならなくなっております。そのため当院のような小規模の事業所は運営がなかなか困難な状況になってきます。一方町内には居宅介護支援事業所はすでに5カ所ありまして、こちらのケアマネージャーや介護支援専門員さんとは既に連携も進んでございます。そういうことから、3月末をもって廃止することといたしたものでございます。

お手元にお配りの参考資料のほうをご覧ください。現行と改正案でございます。第1条第2項第3号を削り、同条第3項中「、老健施設及び居宅介護支援事業所」を「及び老健施設」に改め、同条第7項中「、居宅介護支援事業所」を削るものでございます。裏面の別表、居宅介護支援事業所のほうを削るものでございます。この条

例は令和2年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは議案第35号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。現在の指定期間の5年間が令和2年3月31日に期間が満了することに伴い、指定をするものです。指定管理者となる団体は地元の自治会東元町自治会です。東元町自治会は平成15年の開設当初から、指定管理の業務を行っており実績においても問題がないため、引き続き令和2年4月1日から5年間、指定管理をお願いするものであります。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

教育次長（片岡雄司君）

それでは私のほうから議案第36号、37号について説明をさせていただきます。議案第36号、名教館の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。本議案は名教館の指定管理者の指定につきまして、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、3年間の指定管理の満了によりまして、これまでの実績から引き続き、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者の指定にすることについて議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間については令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、議案第37号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。本議案につきましても議案第36号と同様に佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、3年間の指定管理の満了によりまして、これまでの実績から引き続き、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定にすることによって議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間については令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としております。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（麻田正志君）

私からは議案第38号から議案第41号までの説明をさせていただきます。議案第38号は佐川町と高知県との間の行政不服審査法第

81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約制定の協議ということになっております。こちらのほうにつきましては、最初のほうに説明しました議案第 19 号、佐川町行政不服審査条例の廃止で説明をいたしました行政不服審査会に関する事務の処理を高知県に委託する。委託することにつきまして、規約の制定に関して高知県のほうと協議することについて議会の議決を求めるものとなっております。

次の議案第 39 号、40 号、41 号は関連するので一括して説明をさせていただきます。議案第 39 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び高知県市町村総合事務組合の規約の変更、議案第 40 号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分、議案第 41 号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、こちらのほうは高知県市町村総合事務組合こちらのほうの現在の構成団体であります芸東衛生組合および高幡西部特別養護老人ホーム組合こちらのほうが令和 2 年 3 月 31 日この日をもって解散いたしますので、令和 2 年 4 月 1 日から高知県市町村総合事務組合を脱退すること、およびこれに伴う規約の変更、並びに脱退に伴う財産処分につきまして、地方自治法第 290 条の規定にもとづきまして、議会の議決を求めるという内容になっております。以上で議案第 38 号から議案第 41 号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

これで議案第 1 号から議案第 41 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれもちまして終わります。

次の開会を 9 日の午前 9 時とします。

本日はこれをもって散会します。

散会 正午

